令和7年度消費生活相談員養成事業委託業務に係るプロポーザル公募要領

1 概要

(1)委託業務名

令和7年度消費生活相談員養成事業委託業務

- (2)業務内容 別添「令和7年度消費生活相談員養成事業委託業務に係る企画提案書作成のための仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 見積限度額
 - 1,271千円(消費税及び地方消費税含む。)
- (4) 契約期間

契約締結日から令和8年2月13日(金)まで

2 応募資格

応募することができる者は、次の要件を全て満たしている者(この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)を含む。)とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる(1)から(8)までの要件 を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が(9)の要件を満たし ている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に 該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4)会社更生法(平成 14年法律第 154号)第 17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による 再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。た だし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (6) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 和歌山県暴力団排除条例(平成 23 年和歌山県条例第 23 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する

暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団等」という。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者

- ② 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者 を利用している者
- ③ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- ④ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約 の相手方が、①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該 契約を締結している者
- ⑥ 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約 その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者(その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ⑦ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、 若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ⑧ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなど して、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与してい る者
- ⑨ ⑦又は⑧のいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者
- (9) 応募の日から過去5年間において、この応募に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績(民間企業等の実績を含む。)がある者であること。
- 3 スケジュール

(1)企画提案書作成に関する質問受付 令和7年4月1日(火)~同月11日(金)

(3)審查委員会 別途、参加者宛て通知

(4)審査結果の通知 審査委員会の翌日以降速やかに通知

- 4 本プロポーザルに係る質問及び回答について 本プロポーザルに関する質問は、以下の手順により受け付ける。
 - (1)受付期間 令和7年4月1日(火)~同月11日(金)午後5時必着
 - (2)受付方法 質問票(様式1)をFAX 又は電子メールにより、下記11まで提出すること。

(3)回答方法

質問者に対し、FAX又は電子メールにより回答するとともに、必要に応じ、和歌山県県民生活課ホームページにおいて公開する。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから受け付けない。また、質問内容は提出書類に関することとし、苦情、誹謗及び中傷等は受け付けない。

5 企画提案書等の提出について

(1)提出書類

別表のとおり

(2)受付

① 提出方法

下記11まで持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

② 受付期間

令和7年4月1日(火)~同月18日(金)午後5時必着 (持参の場合は、上記期間の土日を除く午前9時~午後5時までとする。)

③ その他

提出後、応募を辞退する場合は、応募辞退届(様式6)を持参又は郵送により令和7年4月18日(金)までに、下記11に提出すること。郵送については、期限内に必着のこと。

提出書類を提出した者に対して、必要に応じ、電話又は電子メールによりヒアリングを行うことがある。

(3) その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ② 企画提案書提出後は、原則として企画提案書の差替、追加を認めない。
- ③ 企画提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出のあった企画提案書等は、返却しない。
- ⑤ 応募者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- ⑥ 提出書類の提出により、仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

6 企画審査及び契約候補者の採用方法について

(1)審查方法

① 企画提案書及び30分程度(説明15分、質疑15分)のプレゼンテーション (質疑応答含む。)により審査を行う。

- ② プレゼンテーションでは、企画提案書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する (追加提案や追加資料の配布は認めない。)。
- ③ 審査は、和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行う。

(2)審查基準

評価項目	着眼点	評価点
1 実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。・意欲的な提案となっているか。	1 0点
2 企画提案 (研修カリキュラ ム・研修方法)	・提案のあった企画内容は、本事業の目的を達成するのに十分な研修カリキュラムであるか。・内容の効果的な習得を図るため、講義、事例検討等、研修方法を工夫しているか。・集合形式で開催できない場合のオンライン開催等、研修方法が検討されているか。	40点
3 企画提案 (講師)	・研修カリキュラム、研修方法に適した講師を 選定しているか。	20点
4 企画提案 (教材)	・効果的に研修を行うための教材が選択されているか。・事業者がオリジナルの教材を作成する等工されているか。	1 0点
5 事業実施体制	・事業を実施する上で十分な体制があるか。	5点
6 実績	事業を遂行するために必要な経験やノウハウを十分に有しているか。	1 0点
7 事業経費	・見積額に必要な経費が計上され、かつ妥当であるか。	5点
合計		

(3)契約候補者の採用方法

審査の結果、合計点が最も高い者を契約候補者として採用する。最高点の者が複数の場合は、審査委員の協議により決定する。ただし、全審査委員の採点の平均点が6 〇点未満の場合は、契約候補者として選定しない。 なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において全審査委員の採点の平均点が6 0点以上のときは、当該応募者を契約候補者とする。ただし、60点未満のときは、 契約候補者を選定しない。

(4)審査結果について

採用・不採用に関わらず、書面により通知する。契約候補者の名称及び評価点については、和歌山県のホームページにて公表する。

(5) 実施日時

別途、参加者宛て通知する。

(6) 実施場所

別途、参加者宛て通知する。

7 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1)「2 応募資格」に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4)企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
 - ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ③ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約の締結

(1)契約内容についての協議

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合、「2 応募資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者を契約候補者とし、協議する。

(2) 契約保証金

受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第93条に該当する場合は契約保証金を免除する。(コンソーシアムとして契約する場合は、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアム

として納付の免除ができるものとする。)

(3) その他

企画提案の内容については、契約候補者の提案に単純に拘束されるものではなくより事業の効果を上げるため、協議により適宜変更できるものとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者は、本契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いについて十分留意するとともに、委託者の指示に従わなければなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本事業終了後も同様とする。

(3) 経理

本事業に係る経理状況を明確にしておくとともに、委託者の求めに応じて説明する必要がある。

10 その他

- (1) このプロポーザル及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2)業務の履行及び提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、 商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業 手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うこ と。
- (3)業務の履行に際し、第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、 著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む 一切の手続を受託者において行うこと。
- (4) コンソーシアムによる応募の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる 者を選定すること。

なお、代表者及び構成員の変更はできない。

本委託業務を受託した場合、各構成員は、業務の遂行、責務及び債務の履行に関して連帯して責任を負うこと。

11 書類提出先・お問い合わせ先

和歌山県 環境生活部 生活局 県民生活課 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2342 FAX 073-433-1771

E-mail e0313001@pref.wakayama.lg.jp

令和7年度消費生活相談員養成事業委託業務プロポーザルに係る申請書類

番号	提出書類名	部数	
	応募申請書(様式2)		
1	(コンソーシアムとして応募する場合は、コンソーシアム届出書(様式2の2)	1部	
	をあわせて提出)		
	団体の概要に関する調書(様式3)		
2	(コンソーシアムの場合は、各構成員の分も提出)	1部	
	登記事項証明書		
3	• 提出日において、発行後3か月を経過していないもの	1部	
	・コンソーシアムの場合構成員の分も提出		
1	定款又は寄附行為等、これらに準ずる書類(写しでも可。コンソーシアムの場合 各構成員の分も必要)		
4			
5	直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類(写しでも可。コンソーシアムの場合各構成員の分も提出)		
	法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書		
6	(提出日において、発行後3か月を経過していないもの。コンソーシアムの場合	1部	
	各構成員の分も提出)		
	主たる事務所が所在する都道府県税(法人又は個人事業税、法人県民税、自動車		
7	税等)に未納がないことが確認できる納税証明書	1部	
'	(提出日において、発行後3か月を経過していないもの。コンソーシアムの場合	1 05	
	各構成員の分も提出)		
8	宣誓書(様式4)	1部	
	(コンソーシアムの場合、各構成員の分も提出)		
9	役員等に関する調書(様式5) (コンソーシアムの場合各構成員の分も提出)	1部	
	企画提案書(様式任意・正本1部、副本3部)		
	・以下の事項を記載すること。		
	アーの事項で記載すること。 アー研修目標 研修参加者がどの様な知識等を修得するかを、できるだけ具体		
	的に記載すること。		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	記載すること。		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	講義、討議等の方法についても記載すること(オンラインで開催する場合		
	は、その旨も明記すること。)。		
10	エーオンライン開催等の感染症対策 集合形式での開催が困難な場合の開催方	4部	
	法について記載すること。	7 06	
	 オ 講師詳細 講師(予定)の氏名や役職、簡易な経歴等について具体的に記		
	載すること。提案時に詳細が決定していない場合、予定している人材の役職		
	や在住地域等を記載することでも可とする。		
	カ 研修用書籍 どのような書籍・資料を活用するか、できるだけ具体的に記		
	載すること。		
	キ 事業実施体制及び実績等 事業実施体制(組織、人員配置、連絡体制等)		
	及び応募の日から過去5年間の同種同等規模の事業の実績(発注者、内容、		
	受注金額等)について記載すること。業務を円滑に実施するための実施体		

制、進行管理等に関する工夫やアイデア又はアピールできる資格・実績・経 験等があれば記載し、必要に応じて、その証拠書類を提出すること。 ・表題及び目次は含めず15頁以内とすること。 • 用紙の下部に通し番号(頁数)を付すること。 • 「和歌山県指示のとおり」といった記述に終始しないこと。 • 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力分かりやすい表現で記載 すること。また、誤解をするような表現を避けること。 ・正本1部は、商号又は名称を記載することとし、副本3部には社名、ロゴ等 は一切記載しないこと。 経費見積書(様式任意 正本1部、副本3部) ・以下の事項を記載すること。 ア 経費内容 経費の内訳ができるだけ詳細に分かる項目に区分すること。 イ 単価・数量等 経費内容ごとに記載すること。 ウ 合計金額 単価・数量等ごとに記載すること。なお、総合計額(受託額) も記載すること。 • 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わら 4部 11 ず、見積もった金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した額を記 載すること。 ・見積金額は1(4)の見積限度額を超えないこと。 ・正本1部は、宛名を和歌山県知事とし、所在地(主たる事務所の所在地)、 商号又は名称及び代表者氏名を記載し、代表者印(登録済み)を押印するこ ہ کے

※3、5~7、9の書類については、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する団体は、同決定通知書の写しを添付することにより省略することができる。

※10、11作成の留意事項

(1) 用紙の大きさは、A4版縦とすること。ただし、A3版をA4サイズに折り込むことも可とする。紙質、配色は自由とする。

・副本3部には社名、ロゴ等は一切記載しないこと。

(2) 提出に際しては、綴じ紐やファイルに綴じないでダブルクリップ等で提出 書類を一つにまとめて散逸しないようにすること。